令和7年度の検討事項について

1. 第3次計画期間(令和4年度~8年度)における本会議の検討テーマ

検討テーマ	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校における安全教育の取組のさらな る充実		検討開始	検討	
学校事故予防に向けたデータの活用と 施策の検証		検討開始	検討	検討
危機管理マニュアル等の見直し·実効性 を高める方策		検討開始	検討	
学校安全を推進するための組織体制の 在り方		検討済み		
学校事故対応に関する指針の見直し	検討済み			
学校における安全点検の在り方	検討済み			

2. 令和7年度における検討の進め方

- 検討テーマである「学校における安全教育の取組のさらなる充実」、「学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証」、「危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策」については、調査研究において事例収集や分析等を行い、学校安全の推進に関する有識者会議(親会議)から専門的な意見を聴取の上、学校等への有効な周知等に生かしていくとともに、学校安全の推進に係る諸政策の一体性を図った議論を進める。
- ○「学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証」については、「学校事故対応に関する指針」に基づく報告を年度ごとに分析し、事故の再発防止に生かすため、令和8年度以降も検討テーマとして継続する。
- ※ 学校安全について組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校「セーフティプロモーションスクール(SPS)」の考え方を取り入れた取組が広がるよう、調査研究において事例を収集分析していく。

第3次計画(Ⅱ推進方策)における各テーマの主な関連記述

■ 学校における安全教育の取組のさらなる充実について

(1)安全教育に係る時間の確保

国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。

3. (2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

国は、全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や実践的な避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する。等

3. (3) 学校における教育手法の改善

国は、発達の段階に応じて、被災地を含めた様々なボランティア活動などの体験活動やデジタル技術を活用した学びによる安全教育の推進を図る。また、児童生徒等が楽しく前向きに取り組めるような魅力的な授業事例、教職員が活用しやすいコンパクトな授業事例の共有やその推進を図る。安全教育についてはその効果の検証も重要であり、国は、安全教育の評価の在り方について検討を進める。等

■ 学校事故の予防に向けたデータの活用と施策の検証について

5.(1)②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進

国は、学校管理下の事故等に関する情報発信を強化するとともに、的確なタイミングで事故情報等を学校設置者及び学校と共有し、実際の学校現場における効果的な活用を推進する。具体的には、日本スポーツ振興センターに蓄積されている災害共済給付に関するデータ等について、関係府省庁間での共有を図るとともに、教科や場面に応じた分かりやすい啓発資料の周知、情報共有、効果的な活用を図る。

5. (2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進

国は、学校事故の減少に向けて、学校現場で得られる情報・データを科学的に分析し、学校現場における対策の試行・効果検証までを一体的に行う調査研究を実施するなど、AI やデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組を推進する。

■ 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について

1.(3)危機管理マニュアルに基づく取組の充実

国は、学校が作成した危機管理マニュアルについて、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」等を活用した見直しを学校及び学校設置者に対して求めるとともに、外部の有識者等の知見を加えて見直しを行う学校及び学校設置者の取組を支援する。その際、国は、最新の情勢の変化を踏まえ、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を適時更新する。